



南箕輪村

こども計画



令和8年4月
南箕輪村

はじめに

南箕輪村は、伊那谷で最も広い平地の中央に位置し、豊かな自然環境と、保育園から大学院まで教育機関が整う恵まれた環境のもと、子育て、健康、福祉の充実に努めてまいりました。

令和7年（2025年）には村政施行150周年を迎え、発足時2,333人であった人口は、現在では16,000人を超えるまでに増加し、県内で最も若い自治体として注目されるまでになりました。これまでの歩みは、先人の努力と、地域を支えてくださった皆様のご尽力の賜物であります。

本村では、平成27年（2015年）に「第1期南箕輪村子ども・子育て支援計画」を策定し、第2期、第3期計画を経て、10年以上にわたり、「子どもにとっての最善の利益」の実現と、子ども・子育て支援施策を通じて誰もが「住み続けたい」と思える魅力あるむらづくりを推進してまいりました。

令和5年（2023年）4月には、すべてのこどもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指した「こども基本法」が施行され、同年12月には同法に基づく「こども大綱」が策定されるなど、こども施策に関する基本的な方針が示されました。

こうした状況を踏まえ、本村では、「こどもまんなか社会」の実現に向け、より包括的・多角的に施策を推進するため、「南箕輪村子ども・子育て支援事業計画（第3期）」、「こどもの貧困対策に関する計画」及び「次世代育成支援行動計画」を一体化した「南箕輪村こども計画」を策定いたしました。

本計画では、基本理念である「自分らしさと笑顔があふれる こどもまんなか南箕輪の実現」を目指し、こどもの権利を尊重するとともに、子育て世代への支援、教育・保育の充実、地域における見守り体制の強化など、こどもや若者、子育て当事者の意見を生かしながら、ニーズを的確に捉えた取組を進めてまいります。そして、未来を担うすべてのこどもたちが、いつまでもこの村で暮らしたいと思えるむらづくりを推進してまいります。

最後に、本計画の策定にあたり、アンケートや意見交換会を通じて貴重なご意見をお寄せくださった村民の皆様、関係機関の皆様に心より感謝申し上げます。

今後とも、「こどもがまんなか」のむらづくりに向けて、皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。



令和8年（2026年）4月

南箕輪村長 藤城 栄文

目次

第1編	こども計画	1
第1章	計画の策定にあたって	1
1	計画の背景・趣旨	1
2	計画の目的	2
3	計画の位置づけ	3
	(1) 法的位置づけ	3
	(2) 他の計画との関係	3
4	計画期間	4
5	計画の対象	4
6	SDGsの推進	5
第2章	こども・子育て家庭を取巻く状況	6
1	本村の状況	6
	(1) 人口の状況	6
	(2) 世帯の状況	9
	(3) 出生の動向	10
	(4) 就労の状況	12
	(5) ひとり親家庭の状況	14
2	教育・保育サービスなどの実施状況	15
	(1) 保育園の利用状況	15
	(2) 小中学校の児童・生徒数の状況	17
3	アンケート調査・意見聴取の結果	18
	(1) 調査の概要	18
	(2) アンケート調査の種類と対象者	18
	(3) アンケート調査回収結果	18
	(4) ヒアリング調査	18
	(5) アンケート調査結果の概要	19
4	課題の整理	39
第3章	計画の基本的な方針	41
1	基本目標	41
2	基本理念	42
3	施策体系	43
第4章	施策の展開	44
1	心身が健康で健全な自立を実現できる社会づくり	44
	(1) 心身の健康の基盤づくり	44
	(2) 青少年の健全育成	46
	(3) こどもの性被害防止	48

2	誰もがライフデザインを実現できる社会づくり	51
(1)	家庭での養育に困難を抱えるこどもの支援	51
(2)	いじめへの対応、不登校児童・生徒の支援	53
(3)	ニート・ひきこもりの支援	56
(4)	障がいのあるこどもの支援	58
(5)	医療的な配慮を必要とするこどもの支援	60
(6)	こども・若者のいのちを支える	62
(7)	特に配慮が必要なこどもの支援	64
3	安心して家族を築く希望が実現できる社会づくり	66
(1)	結婚の支援	66
(2)	妊娠、出産及び子育ての支援	69
(3)	就業の支援	72
(4)	職場環境の整備	74
(5)	キャリア教育の推進	76
(6)	地域の特性を生かした取組など	78
(7)	社会全体の気運醸成	79

第5章 計画の推進

1	計画の推進体制	81
(1)	本村の推進体制の整備	81
(2)	こどもの意見の尊重・社会参画の推進	81
(3)	地域や関係団体などとの連携・協働	81
2	施策の推進体制	81
(1)	点検・評価 (PDCA)	81

第2編 子ども・子育て支援事業計画

第1章 計画の策定にあたって

1	計画策定の背景・趣旨	83
2	計画の位置づけ	84
3	計画期間	85

第2章 こども・子育て支援の課題

1	本村のこども・子育て支援の課題	86
(1)	切れ目のない子育て支援	86
(2)	多様化する保育ニーズ：3歳未満児保育の増加	86
(3)	障がい・疾病などの早期発見早期支援	87

第3章 こども・子育て支援の基本的な考え方

1	本村における施策の基本的視点と考え方	88
(1)	こどもの健全育成の視点	88
(2)	保護者への生活支援の視点	88

(3) 社会全体による支援の視点	88
第4章 計画の内容	89
1 教育・保育提供区域について	89
2 教育・保育施設の需要量及び確保の方策	90
(1) 1号認定（3歳以上で教育を受けさせたいもの）	90
(2) 2号認定（3歳以上で保育を受けさせたいもの）	90
(3) 3号認定（3歳未満で保育を受けさせたいもの）	91
(4) 保育施設及び保育士などの確保	92
3 教育・保育の一体的提供の推進	93
4 地域子ども・子育て支援事業	93
(1) 利用者支援事業	93
(2) 延長保育事業（長時間保育）	94
(3) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	95
(4) 放課後健全育成事業（放課後児童クラブ）	95
(5) 子育て短期支援事業	97
(6) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）	98
(7) 養育支援訪問事業	99
(8) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（その他要保護児童の支援に資する事業）	99
(9) 地域子育て支援拠点事業（すくすくはうす）	100
(10) 一時預かり事業	100
(11) 病児保育事業（病児・病後児保育）	102
(12) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	103
(13) 妊婦健康診査事業	104
(14) 乳児等通園支援事業（誰でも通園制度）（令和8年度から）	105
(15) 産後ケア事業（令和7年度拡充）	105
第5章 その他の子ども・子育て支援施策の推進	106
1 地域における子育て支援	106
(1) おはなしむら・ちいさなおはなしむら事業	106
(2) ブックスタート事業	107
(3) すくすく玉手箱事業（子育て学級）	108
(4) 運動あそび事業	109
(5) 人材育成講演会・教室事業	109
(6) 食育推進事業	110
(7) 子育て教育支援事業（こども家庭センター）	112
(8) 児童手当給付事業	114
(9) 子育て応援パスポート事業	114
2 母性並びに乳幼児の健康の確保及び増進	115
(1) 妊婦の届出及び母子健康手帳交付（「母子保健法」）	115

(2)	マタニティスクール・ウェルカムベビースクール（「母子保健法」）	115
(3)	産婦・新生児・乳児訪問（こんにちは赤ちゃん事業・「母子保健法」）	117
(4)	乳幼児健康診査・相談（「母子保健法」）	118
(5)	育児相談	119
(6)	要支援親子教室（あそびの教室「どんどこ広場」）	120
(7)	産後ケア	120
(8)	産婦健康診査	122
(9)	乳児一般健康診査	122
(10)	予防接種（「予防接種法」）	122
(11)	新生児聴覚検査	124
(12)	不妊・不育症治療費助成事業	124
(13)	福祉医療費給付事業	125
(14)	食育推進事業（再掲）	126
3	児童虐待防止対策の推進	126
(1)	南箕輪村要保護児童対策地域協議会（児童虐待への対策）	126
4	ひとり親家庭の自立支援の推進	127
(1)	児童扶養手当	127
(2)	母子家庭等日常生活支援員派遣事業	128
(3)	母子（父子）家庭高等学校生徒通学費補助金	129
(4)	母子父子寡婦福祉資金貸付事業	129
5	療育への取組	130
(1)	療育への取組	130
(2)	医療的ケアへの取組	130
6	障がい児施策の充実	131
(1)	たけのこ園運営事業（児童発達支援事業）	131
(2)	SST「にじいろクラブ」	131
(3)	相談支援事業所「みなみみのわ」運営事業（障がい児相談支援事業）	132
(4)	保育園等巡回相談	132
(5)	障がい児保育	132
(6)	教育支援委員会	133
(7)	特別児童扶養手当	134
(8)	障がい者等福祉手当	135
(9)	障がい児福祉手当	136
(10)	障がい児施設等訪問看護サービス事業	137
(11)	重度障害児（者）日常生活用具給付等事業	138
(12)	心身障害児（者）タイムケア事業	139
(13)	「障害者総合支援法」に基づく支援事業	140
(14)	「児童福祉法」に基づく支援事業	142

(15) 自立支援医療（育成医療・精神通院医療）	143
7 こどもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	144
(1) 学校改築事業	144
(2) スポーツ環境の整備事業	144
(3) 大芝こども未来塾	147
(4) 大芝公園施設の整備充実	147
(5) 青少年健全育成事業	148
8 子育てを支援する生活環境の整備	150
(1) 児童公園の整備	150
(2) こどもの交通安全対策	150
(3) 防犯活動の推進	152
9 仕事と生活の調和の実現に向けた取組の推進	153
(1) 職業生活と家庭生活との両立	153
(2) 女性の就業支援（子育て女性再就職トータルサポート事業）	154
10 こどもの心身の健やかな成長に資する環境の整備	155
(1) こども館	155
(2) 保育園	156
(3) 公園整備	156
第6章 計画の推進体制	157
1 関係機関との連携	157
2 計画の達成状況の点検・評価	157

第3編 こどもの貧困の解消に向けた対策についての計画 158

第1章 こどもの貧困対策計画の概要 159

1 計画の背景・趣旨	159
2 計画の目的	160
3 計画の位置づけ	161
(1) 法的位置づけ	161
(2) 他の計画との関係	161
4 計画期間	162

第2章 現況 163

1 全国のこどもの貧困の状況	163
2 本村の現況	165
(1) ひとり親世帯数の推移	165
(2) 生活保護世帯数の推移	165
(3) 要保護・準要保護児童数の推移	166
(4) スクールカウンセラー対応実績件数の推移	167
(5) スクールソーシャルワーカー対応実績件数の推移	167

3 課題の整理	168
(1) 困難な状況に置かれている人への支援と環境整備	168
(2) 相談支援体制の充実	168
(3) 早期発見に向けた関係機関との連携強化	169
(4) 地域での関わり	169
第3章 計画の基本的な方針	170
1 基本方針	170
(1) 親の妊娠・出産期からこどもの社会的自立までの切れ目のない支援	170
(2) 支援が届きにくい子ども・世帯への支援	170
(3) 貧困の世代間連鎖の解消	171
(4) 地域による支援	172
2 施策の体系	173
第4章 こどもの貧困対策に関する具体的取組	175
1 教育の支援	175
個別施策1-1 幼児期の教育・保育を通じた支援の充実	175
個別施策1-2 学力の定着・向上に向けた教育の推進	176
個別施策1-3 こどもの家庭環境などを踏まえた支援の充実	177
個別施策1-4 地域などと連携した学習支援の充実	179
2 生活の安定に資するための支援	180
個別施策2-1 妊娠・出産、子育ての切れ目のない支援の充実	180
個別施策2-2 保護者の自立や生活安定に向けた支援の充実	182
個別施策2-3 配慮を要するこどもの生活支援の充実	184
3 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援	187
個別施策3-1 困窮家庭やひとり親家庭などへの就労支援	187
4 経済的支援	190
個別施策4-1 教育費の負担軽減のための支援	190
個別施策4-2 子育てにかかる経済的負担の軽減	191
5 支援体制の強化や制度の周知	194
個別施策5-1 こどもに関する相談体制の充実	194
個別施策5-2 こどもや子育て支援のネットワーク構築・連携強化	195
個別施策5-3 制度の周知や村民の意識啓発	196
第5章 計画の進行管理	197
第4編 次世代育成支援行動計画	199
第1章 次世代育成支援行動計画の概要	199
1 次世代育成支援行動計画とは	199
2 計画策定の目的	200
3 計画の位置づけ	200

(1) 法的位置づけ	200
(2) 他の計画との関係	201
4 計画期間	202
第2章 本村の現況	203
1 本村の現況	203
(1) 少子化の動向	203
(2) 家族や地域の状況	206
第3章 次世代育成支援に向けた具体的取組	207
1 地域における子育ての支援	207
2 妊婦及び幼児などの健康の確保及び推進	208
3 こどもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	209
4 子育てを支援する生活環境の整備	210
5 職業生活と家庭生活との両立の推進	211
6 要保護児童への対応などきめ細やかな取組の推進	212
第4章 計画の進行管理	213
資料編	214
1 策定経過	215
2 南箕輪村子ども・子育て審議会条例	216
3 南箕輪村子ども・子育て審議会委員名簿	217
用語集	218

